

江田島市行政手続条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

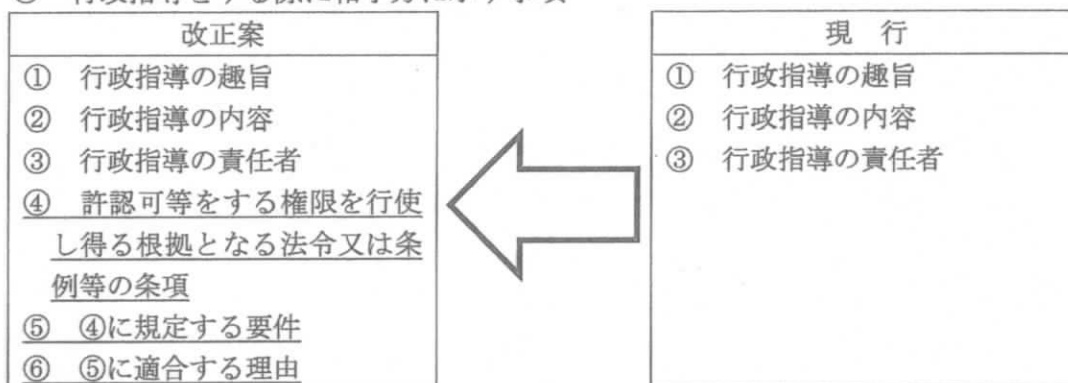
行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）の一部改正に伴い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資するという当該改正の趣旨に沿ったものとなるよう、江田島市行政手続条例（平成16年江田島市条例第8号。以下「手続条例」という。）の一部改正を行う必要があるため。

2 主な改正の内容

(1) 行政指導の方式（改正後の手続条例第33条第2項）

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限の根拠規定、当該規定の要件及び当該要件に適合する理由を行政指導の相手方に示さなければならない。

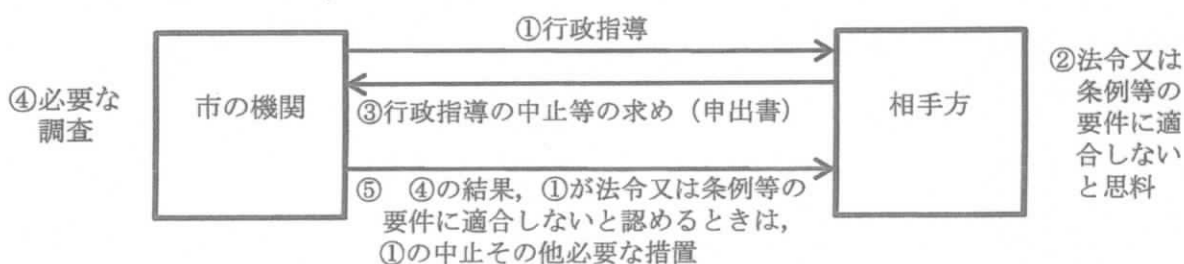
○ 行政指導をする際に相手方に示す事項



(2) 行政指導の中止等の求め（改正後の手続条例第35条）

法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、法令又は条例等の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

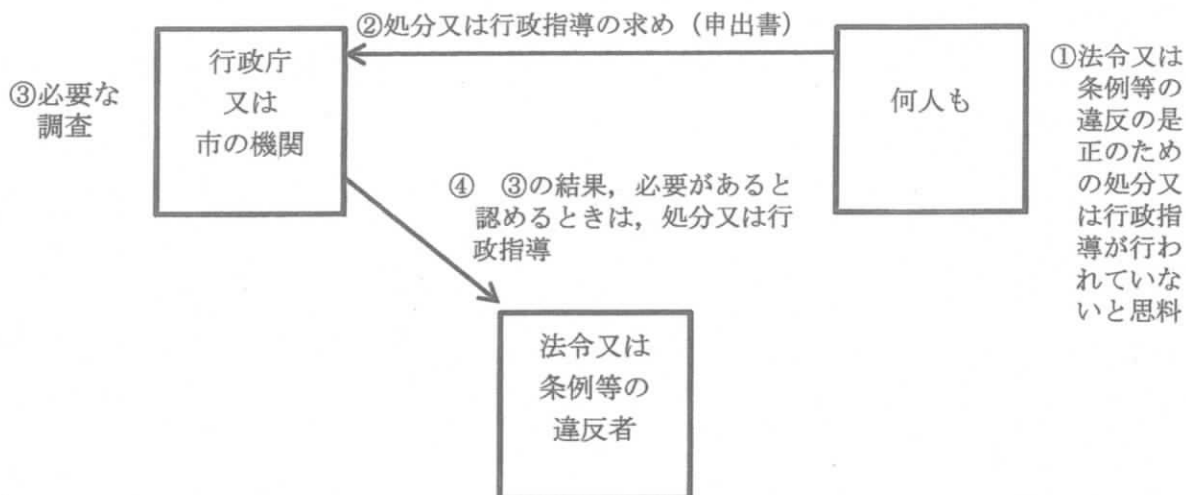
行政指導の中止等の申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が法令又は条例等の要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。



(3) 処分等の求め（改正後の手続条例第36条）

何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思うときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する市の機関に対し、当該処分又は行政指導を行うことを求めることができる。

処分等の求めの申出を受けた行政庁又は市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。



3 施行日

平成27年4月1日（行政手続法の一部を改正する法律の施行日と同じ）

4 その他

手続条例の一部改正により生じた条ズレを解消するため、附則において、江田島市税条例の一部改正を行う。